

事件番号：JP2021-0009

裁 定

申立人：

(名称) LINE 株式会社

(住所) 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー23階

代理人：弁護士 吉川 麻美

登録者：

(名称) LINE BANK

(住所) 大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB 23階

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネルは、JP ドメイン名紛争処理方針、JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則及び日本知的財産仲裁センターJP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則並びに条理に則り、申立書・提出された証拠に基づいて審理を遂げた結果、以下のとおり裁定する。

1 裁定主文

ドメイン名「LINEBANK.JP」の登録を申立人に移転せよ。

2 ドメイン名

紛争に係るドメイン名は「LINEBANK.JP」である。

3 手続の経緯

別記のとおりである。

4 当事者の主張

a 申立人

申立人は、登録者が、申立人の著名な登録商標「LINE」と紛らわしいドメイン名「LINEBANK.JP」を登録し、申立人の高い知名度を利用する意図を有していることを主

張する。申立人によれば、ドメイン名は、申立人の商標と同一または混同を引き起こすほどに類似し、登録者はドメイン名に関係する正当な利益を有しておらず、ドメイン名は不正の目的で登録または使用されている。

従って、申立人は、ドメイン名登録の申立人への移転を請求する。

#### b 登録者

登録者によって答弁書は提出されなかった。

### 5 争点および事実認定

規則第15条(a)は、パネルが紛争を裁定する際に使用することになっている原則についてパネルに次のように指示する。「パネルは、提出された陳述・書類及び審問の結果に基づき、処理方針、本規則及び適用されうる関係法規の規定・原則、ならびに条理に従って、裁定を下さなければならない。」

ただし、規則は、「もし登録者が答弁書を提出しないときには、例外的な事業がない限り、パネルは申立書に基づいて裁定を下すものとする。」と規定する(規則第5条(f))。

したがって、下記方針第4条aの(i)ないし(iii)の各号に関する申立人の主張・立証に明らかに不十分であると判断される例外的な事情がない限り、申立人の主張にしたがい、本件ドメイン名登録移転の裁定を下すことが相当である。

方針第4条aは、申立人が次の事項の各々を証明しなければならないことを指図している。

- (i) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること
- (ii) 登録者が、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないこと
- (iii) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること

以下、方針第4条aの事項について検討する。

(i) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること

(ア) 申立人の著名商標「LINE」

本件ドメイン名は、「LINEBANK.JP」とアルファベットからなるところ、その構成中に申立人の登録商標「LINE」（商標登録第 5534399 号）を包含している。

申立人である LINE 株式会社は、コミュニケーションアプリ「LINE」を中心にインターネット関連事業を展開する企業であって（第 2 号証）、LINE アプリは、2013 年 1 月 18 日時点において、全世界のユーザー数 1 億人（うち日本のユーザーは約 4151 万人）、同年 7 月 21 日には 2 億人、同年 11 月 25 日には 3 億人を突破し（第 3 号証乃至第 5 号証）、2020 年 3 月末の月間アクティブユーザが 8,400 万人を超えている（第 6 号証）。我が国の SNS 業界における LINE アプリのシェアは圧倒的で、NTT ドコモ モバイル社会研究所が実施した、2021 年 1 月のスマホ・ケータイ所有者における SNS 利用動向調査によれば、LINE 利用率は 81.1%と圧倒的なシェアを誇っている（第 7 号証）。申立人は「LINE」ブランドを保護するべく積極的に商標出願・権利化を行っており、「LINE」の文字を含む商標登録・出願の件数は、本申立書提出時点で日本だけでも 294 件に上り（第 8 号証）、「LINE」アプリのアイコンは防護標章登録もなされ、日本国特許庁において著名商標として取り扱われている（第 9 号証）。また、株式会社日経 BP コンサルティングによる、我が国のブランドのブランド価値をランキングする「ブランド・ジャパン 2020」において、「LINE」ブランドは第 2 位にランキングされている（第 10 号証）。

以上から、申立人の「LINE」商標は、現在はもちろん、本件ドメイン名が登録された 2014 年 3 月 12 日の時点においても、すでに我が国の総人口の半数に迫るユーザー数を獲得しており、著名性を獲得していたといえる。

(イ) 「LINE」商標との類似性

本件ドメイン名は「LINEBANK.JP」とアルファベット文字からなる構成であるところ、「JP」の部分は国別コードに過ぎない。

また、登録者は本件ドメイン名を使用して、ウェブサイトを開設しているところ（第 11 号証）、同ウェブサイトページには「Welcome LINE BANK/linebank.jp へようこそ」の表示がある。登録者は、「Welcome to」の語の後に「LINE BANK」と称する名称を使用しているところ、「BANK」は「銀行」を示す英語として広く理解されている言葉であり、このウェブページが、銀行などの金融関連サービス向けの場合においては、「BANK」の語

は要部となるものではなく、本件ドメイン名のうち「LINE」部分が最も注意を引く部分となる。

一方、申立人の「LINE」商標は著名な商標である。また、申立人は「LINE」の文字を含む商標登録・出願を数多く有しているところ、銀行業務の属する第 36 類に限ってみても、「LINE」（商標登録第 5544081 号）、「LINE」（商標登録第 5978272 号）等の商標登録を有している（第 1 2 号証及び第 1 3 号証）。

本件ドメイン名「LINEBANK.JP」は、著名な申立人の商品等表示「LINE」及び、申立人登録商標のうち少なくとも商標登録第 5544081 号、商標登録第 5978272 号と、主たる識別力を有する「LINE」の部分において共通し、登録者がウェブページを金融関連サービスに使用する場合は、混同を引き起こすほど類似しているというべきである

(ii) 登録者が、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないこと

申立人は、登録者に対して本件ドメイン名を用いることについて許諾していないと主張している。加えて、登録者は、本件ドメイン名と一致する日本の登録商標は所有していない。

他方、登録者の名称は、「LINE BANK」であるところ、申立人の当該主張に対して、答弁書が提出されておらず、法人格の有無や、「LINE BANK」の実体の確認ができない。また、一件記録を検討しても、方針第 4 条 c (i) ないし (iii) に該当するような登録者の本件ドメイン名に関係する権利または正当な利益を裏付ける事実や、権利または正当な利益の不存在を否定する例外的な事情は認められない。

したがって、登録者は本件ドメイン名に関する権利または正当な利益を有していないと認められる。

(iii) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること

申立人は、2012 年 8 月には仮想通貨「LINE コイン」を導入し（第 1 4 号証）、2014 年 12 月にはモバイル送金・モバイル決済サービス「LINE PAY」の提供を開始する（第 1 5 号証）等、金融関連サービスを展開している。なお、申立人は「LINE コイン」（商標登録第 5557738 号）、「LINE Pay」（商標登録第 5706000 号）を商標登録している（第 1 6 号

証及び第17号証)。

本件ドメイン名が登録された時点で、申立人の登録商標「LINE」はすでに著名商標であり、また、本件ドメイン名の登録時には申立人が商標登録第5534399号「LINE」の他、商標登録第5544081号「LINE」、商標登録第5557738号「LINE コイン」等、「LINE」の文字から構成される登録商標をすでに多数所有していたこと、申立人が仮想通貨の導入等の金融関連サービスを開始していたこと等の事情を鑑みると、登録者による本件ドメイン名の登録は不正の目的によるものであって、申立人による本件ドメイン名と同一のドメイン名の登録を不可能にする妨害行為といえることができ、本件ドメイン名を不当な価格で販売すること等を主たる目的とした行為であると推認される。

現に、申立人は2019年5月に、傘下のLine Financial株式会社と株式会社みずほ銀行を通じた共同出資によるLINE Bank 設立準備株式会社を設立し(第18号証)、第36類の役務を指定して商標「LINE Bank」(商標登録第6228153号)を登録した(第19号証)が、本件ドメイン名の存在により、同一名のドメイン名登録は不可能となっており、事業が妨害されているといえる。

なお、2000年1月に大手インターネット通信販売会社の楽天グループ株式会社が、傘下に楽天銀行株式会社を設立し、2002年4月からモバイルバンキングサービスを提供開始していること(第20号証)や、2010年頃から携帯電話メーカー各社がNFC技術を搭載した機種を発表し、スマートフォン決済の普及が拡大し始めたこと(第21号証及び第22号証)等の当時の業界を取り巻く事情に鑑みれば、申立人を含むインターネットやスマートフォンに関連する事業者が、将来的に銀行業務を開始する可能性については容易に想像できた。

また、登録者が本件ドメイン名を使用するウェブサイトのトップページには、黄緑色の背景に対して、白色の文字で大きく「Welcome LINE BANK/linebank.jp へようこそ」と表示されている。黄緑色と白色の組み合わせは、申立人の提供するコミュニケーションアプリ「LINE」においても使用されており、その普及率を鑑みると、当該色彩の組み合わせが申立人の出所を表示するものとして広く知られている。よって、「LINE BANK」の名称、黄緑色と白色の組み合わせは、申立人の事業を想起させるものであり、登録者に不正の目的があることは明らかである。

なお、申立人の提供するコミュニケーションアプリ「LINE」の色彩を伴ったロゴは、本件ドメイン名が登録される前に、申立人により商標登録がされている(商標登録第557

0784号)。また、コミュニケーションアプリ「LINE」の色彩を伴ったロゴは、第36類は指定していないものの、防護標章としても登録されている（第9号証）。

登録者の、本件ドメイン名を使用するウェブサイトのトップページにおいて、その下部に小さな目立たない表示で「なおこのサイトは LINE Bank 設立準備株式会社様、LINE Financial 株式会社様および株式会社みずほ銀行様とは一切関係ありません。」と表示しているが、この記載の存在のみによって、登録者の不正の目的を打ち消すことできない。

以上から、登録人は、申立人の著名な商標を利用して、インターネット上のユーザーを自己のウェブサイト等に誘導することを意図し、申立人の商品または役務の出所と誤認混同を生ぜしめ、申立人の事業を混乱させること、または商業上の利益を得ることも目的として、本件ドメイン名を不正の目的で使用しているものといえる。

## 6 結論

以上に照らして、紛争処理パネルは、登録者によって登録されたドメイン名「LINEBANK.JP」が申立人の著名な登録商標「LINE」および「LINE Bank」等の「LINE」を含んだ商標と混同を引き起こすほど類似し、登録者が、ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有しておらず、登録者のドメイン名が不正の目的で登録または使用されているものと判断する。

よって、方針第4条 i に従って、ドメイン名「LINEBANK.JP」の登録を申立人に移転するものとし、主文のとおり裁定する。

2021年11月16日

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネル

単独パネリスト 西野 吉徳

## 別記 手続の経緯

### (1) 申立書の受領

日本知的財産仲裁センター（以下「センター」という。）は、2021年8月31日に申立書（添付する関係書類を含む。）を申立人から電子的送信により受領した。

### (2) 申立手数料の受領

センターは、2021年8月4日に申立人より申立手数料を受領した。

### (3) ドメイン名及び登録者の確認

センターは、2021年8月31日にJPRSに登録情報を照会し、2021年8月31日にJPRSから申立書に記載された登録者が対象ドメイン名の登録者であることを確認する回答並びにJPRSに登録されている登録者の電子メールアドレス及び住所等を受領した。

### (4) 適式性

センターは、2021年9月7日に補正（申立書の記載事項の修正・証拠の一覧及び説明書の提出）が必要と判断してその旨を申立人に通知し、2021年9月10日に補正書類を受領した。

センターは、2021年9月13日に補正（証拠の一覧及び説明書の修正）が必要と判断してその旨を申立人に通知し、2021年9月15日に補正書類を受領し、2021年9月15日に申立書が処理方針と手続規則に照らし適合していることを確認した。

### (5) 手続開始

センターは、2021年9月22日に申立人、JPNIC及びJPRSに対し電子的送信により、手続開始を通知した。センターは、2021年9月22日に登録者に対し郵送及び電子メールにより、開始通知を送付した。開始通知により、登録者に対し、手続開始日（2021年9月22日）、答弁書提出期限（2021年10月21日）並びに書面の受領及び提出のための手段について通知した。但し登録者宛電子メール送信分については一部が送信不能であり、登録者の住所に送付した通知は「あて所に尋ねあたりません」として返送された。

### (6) 答弁書の提出

センターは、提出期限日までに答弁書を受領しなかったもので、2021年10月22日に「答弁書の提出はなかったものと見做す」旨の答弁書不提出通知書を、電子的送信により申立人及び登録者に送付した。

(7) パネルの指名及び裁定予定日の通知

申立人は、1名のパネルによって審理・裁定されることを選択し、センターは、2021年10月28日に弁理士 西野 吉徳を単独パネリストとして指名し、一件書類を電子的送信によりパネルに送付した。センターは、2021年10月28日に申立人、登録者、JPNIC及びJPRSに対し電子的送信により、指名したパネリスト及び裁定予定日（2021年11月18日）を通知した。パネルは、2021年11月4日に公正性・独立性・中立性に関する言明書をセンターに提出した。

(8) パネルによる審理・裁定

パネルは、2021年11月16日に審理を終了し、裁定を行った。